

平成30年9月12日	資料2
第1回 歯科口腔保健の推進に係る う蝕対策ワーキンググループ	

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」 中間評価の概要

医政局歯科保健課
歯科口腔保健推進室

歯科口腔保健の推進に関する法律と基本的事項について

目的（第1条関係）

- ・口腔の健康は、国民が健康で質の高い生活を営む上で基礎的かつ重要な役割
 - ・国民の日常生活における歯科疾患の予防に向けた取組が口腔の健康の保持に極めて有効
- 国民保健の向上に寄与するため、歯科疾患の予防等による口腔の健康の保持（以下「歯科口腔保健」）の推進に関する施策を総合的に推進

基本理念（第2条関係）

- ① 国民が、生涯にわたって日常生活において歯科疾患の予防に向けた取組を行うとともに、歯科疾患を早期に発見し、早期に治療を受けることを促進
- ② 乳幼児期から高齢期までのそれぞれの時期における口腔とその機能の状態及び歯科疾患の特性に応じて、適切かつ効果的に歯科口腔保健を推進
- ③ 保健、医療、社会福祉、労働衛生、教育その他の関連施策の有機的な連携を図りつつ、その関係者の協力を得て、総合的に歯科口腔保健を推進

責務（第3～6条関係）

- ① 国及び地方公共団体、② 歯科医師等、③ 国民の健康の保持増進のために必要な事業を行う者、④ 国民について、各々の責務を規定

国及び地方公共団体が講ずる施策（第7～11条関係）

- ① 歯科口腔保健に関する知識等の普及啓発等
- ② 定期的に歯科検診を受けること等の勧奨等
- ③ 障害者等が定期的に歯科検診を受けること等のための施策等
- ④ 歯科疾患の予防のための措置等
- ⑤ 口腔の健康に関する調査及び研究の推進等

実施体制

基本的事項の策定等（第12,13条関係）

財政上の措置等（第14条関係）

口腔保健支援センター（第15条関係）

歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の概要（平成24年7月23日厚生労働大臣告示）

【趣旨】

・歯科口腔保健に関する施策について、総合的な実施のための方針、目標等を定めることを目的として本基本的事項を策定

【位置づけ等】

・健康日本21(第2次)等と調和を保ち策定
・平成29年度：中間評価
・平成34年度：最終評価

基本方針、目標等

- ① 口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小
- ② 歯科疾患の予防
- ③ 口腔機能の維持・向上
- ④ 定期的に歯科検診等を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健
- ⑤ 歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

※②～⑤について、各々の目標・計画を達成すること等により①の実現を目指す。

都道府県、市町村の基本的事項策定

・都道府県及び市町村は、本基本的事項を勘案し、地域の実情に応じた基本的事項を定めるよう努める。

調査、研究に関する基本的事項

・調査の実施及び活用 ・研究の推進

その他の重要事項

・正しい知識の普及 ・人材確保、資質向上
・連携及び協力

「歯科口腔保健の推進に関する基本的事項」中間評価報告書（概要）

乳幼児期・
学齢期

う蝕は減少傾向だが、**う蝕有病率は高い水準**にあり、**社会経済的な要因による健康格差**が生じている。
エビデンスに基づく効果的・効率的な**ポピュレーションアプローチ**の推進が必要。

成人期

歯肉炎・歯周炎を有する者の割合は改善が見られず、更なる実態把握及び対策の検討が必要。

高齢期

8020達成者が増加している一方、**齲蝕及び歯周病の有病率は増加傾向**。幅広い実態把握及びそれを踏まえた取組の検討が必要。

口腔の健康の保持・増進に関する健康格差の縮小

- 厚生労働科学研究班や専門家等の意見を参考に、健康格差の具体的な評価指標や評価手法等を定める。
- 先行研究や既存のデータを活用し、う蝕有病者率の市区町村別の地域差の推移等を追跡し、健康格差の実態に関する参考とする。
- 歯周病の有病者率や健康行動、学校におけるフッ化物洗口の実施率等をアウトカムとした地域格差や、社会経済的な要因による健康格差の実態把握に努め、**格差解消に向けエビデンスに基づく効果的な取組を推進**する。

歯科疾患の予防

- う蝕に関し、乳幼児期及び学齢期の状況は改善傾向だが、いずれのライフステージにおいても依然う蝕有病者率は高い水準にあるため、継続的な歯科疾患の予防に関する取組を検討しつつ、フッ化物の継続的な応用等、**すべての人々に効果的なう蝕予防策を推進**する。
- 歯周病に関し、傾向が変動的であり、その原因が明らかではないため、実態を正確に把握し、原因を明確にした上で最終評価を行う。
- 幼少期・学齢期から、予防への関心を高め、効果的なセルフケアや定期的なプロフェッショナルケアの促進など、**一次予防を強化するための取組を進める**とともに、原因の一つである**喫煙への対策**が重要。

生活の質の向上に向けた口腔機能の維持・向上

- 昨今、口腔機能低下に関する重要性が広く認識されつつあることから、H34年度以降に設定すべき目標を念頭に置き、咀嚼機能等を含めた**口腔機能に関する指標・評価の検討**を進める。
- **口腔機能の維持・向上に関するポピュレーションアプローチのあり方**について、エビデンスを構築し、検討する。

定期的に歯科健診又は歯科医療を受けることが困難な者に対する歯科口腔保健

- 今後さらに高齢者人口が増加していくことを踏まえ、**地域包括ケアシステムにおける効果的・効率的な歯科保健サービス**を提供する。
- 口腔内の環境の改善が全身の健康状態にも寄与することを踏まえ、要介護者等の口腔内の評価で必要な視点を整理し、口腔内の実態把握を適切に行う。
- 障害者(児)への定期的な歯科健診及び歯科医療の提供のため、国、都道府県、市区町村単位で関係部局と連携した施策・取組を推進する。

歯科口腔保健を推進するために必要な社会環境の整備

- 母子保健や高齢者保健などの関係行政分野と連携し、**ライフステージに応じた横断的な施策の取組を中長期的な視点で検討**する。
- 平成34年度以降に設定する目標の検討とあわせて、歯科健診に関するデータ収集を行うとともに、効果的・効率的に歯科疾患の一次予防を推進していくための環境整備を行う。
- 成人期以降においても、地域や職域の取組を活用し、**定期的な検診の受診促進のための取組を推進**する。
- 8020運動に続き、**国民の歯の健康づくり運動を推進していくための次期目標設定**に向け、適切な実態把握、課題の整理及びエビデンスの構築を進める。

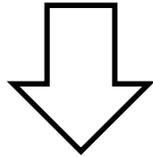
歯科口腔保健の推進に関する基本的事項の評価のスケジュール（案）

（部会）

（歯科専門委員会、WG）

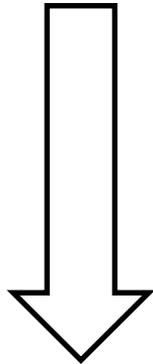
- 第42回 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会
（平成29年12月）

〔・中間評価報告書骨子案〕



- 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会

〔・中間評価報告書案の最終審議〕



- 厚生科学審議会地域保健健康増進栄養部会

〔・最終評価報告書案の審議〕

- ★第6回 歯科専門委員会（平成30年2月）

〔・中間評価報告書案の審議〕



- ★歯科口腔保健の推進に関するWG

（平成30年度：今後のう蝕対策について）

〔今後の検討課題〕

- ・歯科保健対策と社会環境について
- ・今後の歯周病対策について
- ・今後の口腔機能対策について 等



- ★歯科専門委員会

〔・最終評価報告書案の審議〕